

審査基準（女性アスリートの課題解決型実践プログラム）

I 採択案件の決定方法

提案された企画内容について、スポーツ庁に設置された「競技スポーツ課技術審査委員会（以下、委員会という。）」において審査を行い、委員会の各委員が評価した評価項目1～2の合計点数の平均点が満点の1／2以上かつ、各評価項目における委員の平均点が満点の1／3以上の企画内容から、得点の高い順に複数の者を採択案件に決定する。

II 審査方法

提出された企画提案書をもとに、委員会において選考を実施する。なお、必要に応じて審査期間中に追加資料の提出や企画提案書の内容について説明を求めることがある。

III 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員は、下記の各評価項目について次の評価基準による5段階評価等を行い、委員会の各委員が各々評価した採点結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。

〔評価項目〕

1 事業実施主体に関する評価

- (1) 事業実施に必要な人員、組織体制及び業務管理を適正に遂行できる体制（事務処理体制及び関係機関との連携体制含む）が整っていること。
- (2) 事業を効果的・効率的に遂行するために必要な実績等を有している（事業を適切に遂行するための技術力やノウハウ等を有している）こと。
- (3) 営業経歴等から経営基盤が確立していること。

2 事業内容に関する評価

- (1) 企画提案内容が、女性アスリートや指導者等の現状やニーズを踏まえ、女性アスリートが競技力向上を図りながら健康に競技を継続できる環境整備に資するものであること。
 - (2) プログラムのテーマについては、女性アスリートが抱える健康課題等に関するこれまでの調査研究の成果や知見等を活用し、実践における課題解決に取り組むという点に照らして妥当であること。
 - (3) 企画提案の実実施計画が具体的に設定（現状、課題・テーマの設定、取組、目指す成果）されており、実現性、妥当性、独自性に優れていること。
 - (4) 企画提案の実実施方法や内容については、公募要領において設定しされている下記の2点に基づき、対象者や実践の場、その根拠が明確に示されており、適正性や効率性に優れていること。
 - ①地域の女性アスリートが居住地域等で医科学支援を受けられる体制の提案・実施
 - ②女性アスリートの育成パスウェイおよび各種競技特性を踏まえ、健康課題に対応した下記に示したコンディショニングや指導マニュアルの策定・実施
- (例) ・競技特性に応じた女性アスリートのためのコンディショニングの検討

- ・怪我予防プログラム
- ・競技別の指導マニュアル

(5) 妥当な経費が示されていること。

(6) 本事業による取組が持続可能なものとして競技現場で定着するよう、実践および検証の場を明確にするとともに、事業終了後の展望について示されていること。

3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

〔評価基準〕

評価項目	点数	評価基準				
		大変優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
1- (1)	5	5	4	3	2	1
1- (2)	5	5	4	3	2	1
1- (3)	5	5	4	3	2	1
2- (1)	10	10	7. 5	5	2. 5	1
2- (2)	10	10	7. 5	5	2. 5	1
2- (3)	10	10	7. 5	5	2. 5	1
2- (4)	20	20	15	10	5	1
2- (5)	5	5	4	3	2	1
2- (6)	5	5	4	3	2	1
3	4	<p>以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。</p> <p>○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点 ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2点 ・認定段階3＝3点 ・プラチナえるぼし認定＝4点 <p>・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0. 5点</p> <p>○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝1点 ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）＝1. 2点 				

	<ul style="list-style-type: none">・プラチナくるみん認定＝1.5点 <p>○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none">・ユースエール認定＝1.5点 <p>○上記に該当する認定等を有しない＝0点</p> <p>※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。</p>
--	---